

運営指導における 主な指導事項等

通所リハビリテーション 編

埼玉県福祉監査課

通所リハビリテーションの提供について

医師が利用者に対して3月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断した時は、リハビリテーション計画書に具体的な終了目安となる時期等を明確に記載し、本人・家族に説明すること。

通所リハビリテーション計画の作成

通所リハビリテーション計画について、家族等の同意が遅れているものがあった。利用開始までに同意を得ること。

移行支援加算

通所リハビリテーション終了者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所等へ提供すること。